

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条中「別紙1-114」を「別紙1-115」に改める。

第5条中「別紙1-114」を「別紙1-115」に改める。

第11条中「令和45年10月6日」を「令和45年10月2日」に改める。

第14条中「別紙1-114」を「別紙1-115」に改める。

別紙 1-2 から別紙 1-5、別紙 1-7 から別紙 1-10、別紙 1-13 から別紙 1-15、別紙 1-19、別紙 1-20、別紙 1-22、別紙 1-26、別紙 1-29、別紙 1-30、別紙 1-32、別紙 1-36、別紙 1-50、別紙 1-51、別紙 1-71、別紙 1-78 から別紙 1-80、別紙 1-82 から別紙 1-85、別紙 1-87、別紙 1-90 から別紙 1-94、別紙 1-97 から別紙 1-112 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県厚木市下津古久まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市門沢橋 から
神奈川県厚木市下津古久 まで

(ロ) 延 長 1.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 門沢橋 から 神奈川県厚木市 下津古久 まで	120	1.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
神奈川県海老名市 門沢橋 から 神奈川県厚木市 下津古久 まで	4 車線	6 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

2.25 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション
一般国道129号	神奈川県厚木市 下津古久	立体接続	厚木南インターチェンジ

(4) 工事予算

101,038 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 10 年 4 月 17 日	
②工事の完成予定年月日	平成 30 年 1 月 28 日	(供用開始)
	平成 31 年 3 月 16 日	(残事業一部完成)
	令和 5 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

83,920 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 83,920 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(神奈川県厚木市下津古久から神奈川県伊勢原市上粕屋まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県厚木市下津古久 から
神奈川県伊勢原市上粕屋 まで

(ロ) 延 長 6.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県厚木市 下津古久 から 神奈川県伊勢原市 上粕屋 まで	120	6.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
神奈川県厚木市 下津古久 から 神奈川県伊勢原市 上粕屋 まで	4 車線	6 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

－ メートル (土工部)

2.25 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道129号	神奈川県厚木市 下津古久	立体接続	厚木南インターチェンジ
第一東海自動車道	神奈川県伊勢原市 東富岡	立体接続	伊勢原ジャンクション
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県伊勢原市 上粕屋	立体接続	伊勢原大山インターチェンジ

(4) 工事予算

248,199 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 10 年 4 月 17 日	
②工事の完成予定年月日	平成 31 年 3 月 17 日	[厚木南IC～伊勢原JCT(供用開始)]
	令和 2 年 3 月 7 日	[伊勢原JCT～伊勢原大山IC(供用開始)]
	令和 9 年 3 月 30 日	[残事業完成]

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

257, 157 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 257, 157 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(神奈川県伊勢原市上粕屋から神奈川県秦野市柳川まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県伊勢原市上粕屋 から
神奈川県秦野市柳川 まで

(ロ) 延 長 12.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県伊勢原市上粕屋 から 神奈川県秦野市柳川 まで	120	12.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県伊勢原市上粕屋 から 神奈川県秦野市柳川 まで	4 車線	6 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	-	-	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	-	-	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	-	-	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県伊勢原市上粕屋	立体接続	伊勢原大山インターチェンジ
一般国道246号	神奈川県秦野市菖蒲	立体接続	秦野インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

339, 813 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日
②工事の完成予定年月日 令和 4 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

360,456 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 341,663 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(神奈川県秦野市柳川から静岡県御殿場市駒門まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県秦野市柳川 から
静岡県御殿場市駒門 まで

(ロ) 延長 32.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県秦野市柳川 から 静岡県御殿場市駒門 まで	120	32.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県秦野市柳川 から 静岡県御殿場市駒門 まで	4車線	6車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	———	———	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ———— メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道138号 及び県道仁杉柴怒田線	静岡県御殿場市柴怒田	立体接続	新御殿場インターチェンジ
第一東海自動車道	静岡県御殿場市駒門	立体接続	御殿場ジャンクション

(4) 工事予算

563,852 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 29 年 4 月 20 日 [駒門PA(下り線)(供用開始)]
- 令和 3 年 4 月 10 日 [新御殿場IC～御殿場JCT(供用開始)]
- 令和 6 年 3 月 31 日 [秦野IC(仮称)～新御殿場IC]

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

611, 585 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 580, 059 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(静岡県駿東郡長泉町大字元長窪から静岡県浜松市北区引佐町東黒田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 から
静岡県浜松市北区引佐町東黒田 まで

(ロ) 延 長 131.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪 から 静岡県浜松市 北区引佐町東黒田 まで	120	131.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル および 3.75メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪 から 静岡県浜松市 北区引佐町東黒田 まで	4 車線	6 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	3.00	1.75	4.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	3.00	1.75	4.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	3.00	1.25	4.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号(伊豆縦貫自動車道) 及び県道大岡元長窪線	静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪	立体接続	長泉沼津インターチェンジ
一般国道139号(西富士道路) 及び県道一色久沢線	静岡県富士市 厚原	立体接続	新富士インターチェンジ
一般国道52号	静岡県静岡市 清水区央原	立体接続	新清水インターチェンジ
中部横断自動車道	静岡県静岡市 清水区吉原	立体接続	新清水ジャンクション
県道清水富士宮線	静岡県静岡市 清水区杉山	立体接続	清水いはらインターチェンジ
第一東海自動車道	静岡県静岡市 清水区草ヶ谷	立体接続	清水ジャンクション
県道井川湖御幸線 及び県道山脇大谷線	静岡県静岡市 葵区下	立体接続	新静岡インターチェンジ

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

972,858 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 927,858 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(静岡県浜松市北区引佐町東黒田から愛知県豊田市岩倉町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県浜松市北区引佐町東黒田 から
愛知県豊田市岩倉町 まで

(ロ) 延 長 55.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
静岡県浜松市北区引佐町東黒田 から 愛知県豊田市岩倉町 まで	120	55.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
静岡県浜松市北区引佐町東黒田 から 愛知県豊田市岩倉町 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	3.25×2	6.50	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	3.25×2	6.50	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00メートル(土工部)

3. 00メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道474号 (三遠南信自動車道)	静岡県浜松市北区引佐町 東黒田	立体接続	浜松いなさジャンクション
一般国道151号	愛知県新城市八束穂	立体接続	新城インターチェンジ
一般国道473号	愛知県岡崎市榎山町	立体接続	岡崎東インターチェンジ
一般国道475号 (東海環状自動車道)	愛知県豊田市岩倉町	立体接続	豊田東ジャンクション

(4) 工事予算

610, 642 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 5 年 12 月 4 日	
②工事の完成予定年月日	平成 28 年 2 月 13 日	(供用開始)
	平成 30 年 3 月 29 日	(残事業一部完成)
	令和 7 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

637, 303 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 637, 303 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中部横断自動車道

(静岡県静岡市清水区吉原から山梨県南巨摩郡南部町福士まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中部横断自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県静岡市清水区吉原 から
山梨県南巨摩郡南部町福士 まで

(ロ) 延 長 20.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
静岡県静岡市 清水区吉原 から 山梨県南巨摩郡 南部町福士 まで	80	20.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
静岡県静岡市 清水区吉原 から 山梨県南巨摩郡 南部町福士 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員
 - メートル (土工部)
 - メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県静岡市 清水区吉原	立体接続	新清水ジャンクション
一般国道52号	山梨県南巨摩郡 南部町福士	立体接続	富沢インターチェンジ
中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡 南部町福士	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

169,616 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
 ②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 10 日 (供用開始)
 令和 元 年 11 月 16 日 (残事業一部完成)
 令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

185,824 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 185,824 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中部横断自動車道

(山梨県西八代郡市川三郷町宮原から山梨県南巨摩郡富士川町大柵まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中部横断自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山梨県西八代郡市川三郷町宮原 から
山梨県南巨摩郡富士川町大柵 まで

(ロ) 延 長 9.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
山梨県西八代郡 市川三郷町宮原 から 山梨県南巨摩郡 富士川町大柵 まで	80	9.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
山梨県西八代郡 市川三郷町宮原 から 山梨県南巨摩郡 富士川町大櫛 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員 - メートル
- メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中部横断自動車道	山梨県西八代郡 市川三郷町宮原	平面接続	本線(新直轄)
県道市川三郷身延線	山梨県西八代郡 市川三郷町宮原	立体接続	六郷インターチェンジ
一般国道52号	山梨県南巨摩郡 富士川町青柳町	立体接続	増穂インターチェンジ

(4) 工事予算

72,873 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
 ②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 18 日 (増穂IC切り回し)
 平成 29 年 3 月 19 日 (供用開始)
 平成 31 年 3 月 10 日 (残事業一部完成)
 令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

79,311 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 79,311 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 名古屋神戸線

(三重県四日市市伊坂町から三重県四日市市北山町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県四日市市伊坂町 から
三重県四日市市北山町 まで

(ロ) 延 長 4.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
0

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県四日市市伊坂町 から 三重県四日市市北山町 まで	100	4.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
三重県四日市市伊坂町 から 三重県四日市市北山町 まで	4 車線	6 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 11 年 1 月 8 日	
②工事の完成予定年月日	平成 28 年 8 月 11 日	(供用開始)
	平成 31 年 3 月 16 日	(残事業一部完成)
	令和 4 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

57,320 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 57,320 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(三重県四日市市北山町から三重県三重郡菰野町大字潤田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県四日市市北山町 から
三重県三重郡菟野町大字潤田 まで

(ロ) 延 長 8.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県四日市市北山町 から 三重県三重郡菟野町大字潤田 まで	120	8.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県四日市市北山町 から 三重県三重郡菰野町大字潤田 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道475号 (東海環状自動車道)	三重県四日市市北山町	立体接続	新四日市ジャンクション
一般国道477号	三重県三重郡菰野町 大字潤田	立体接続	菰野インターチェンジ

(4) 工事予算

99,673 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 17 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

107,866 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 107,866 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(三重県三重郡菰野町大字潤田から三重県亀山市安坂山町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県三重郡菰野町大字潤田 から
三重県亀山市安坂山町 まで

(ロ) 延 長 14.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
三重県三重郡菰野町大字潤田 から 三重県亀山市安坂山町 まで	120	14.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
三重県三重郡菰野町大字潤田 から 三重県亀山市安坂山町 まで	4車線	6車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

207,629 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 207,629 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(福井県小浜市府中から福井県敦賀市高野まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福井県小浜市府中 から
福井県敦賀市高野 まで

(ロ) 延 長 39.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県小浜市府中 から 福井県敦賀市高野 まで	80	39.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福井県小浜市府中 から 福井県敦賀市高野 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

※ 土工部については、左側路肩を二次除雪作業に必要な作業幅員2.50mを確保する。

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員 — メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道上中田烏線	福井県三方上中郡若狭町 上黒田	立体接続	若狭上中インターチェンジ
一般国道27号	福井県三方上中郡若狭町 気山	立体接続	若狭三方インターチェンジ
一般国道27号	福井県三方郡美浜町 山上	立体接続	若狭美浜インターチェンジ
北陸自動車道	福井県敦賀市高野	立体接続	敦賀ジャンクション

(4) 工事予算

172, 262 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 22 年 12 月 6 日 (敦賀JCT切り回し)
- 平成 23 年 10 月 28 日 (敦賀JCT切り回し②)
- 平成 26 年 7 月 20 日 (供用開始)
- 令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

181,092 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 181,092 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道富士吉田線(高井戸IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の箇所

東京都杉並区上高井戸

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
都道環状放射5号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	浅間橋ONランプ
都道環状放射5号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	高井戸OFFランプ
主要地方道環状8号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	中之橋ONランプ

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道富士吉田線(元八王子IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の箇所

東京都八王子市元八王子町

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
都道山田宮ノ前線	東京都八王子市 元八王子町	立体接続	元八王子インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

57 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 令和 6 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

当該インターチェンジは、接続道路管理者が高速自動車国道法第11条の2第1項の連結許可を受けていないため、今後の検討に必要な当面の設計費用のみを計上することとする。着手予定年月日は、さしあたり令和6年4月1日とし、完成予定年月日は、現行整備計画区間が全て完成すると想定している時期とした。なお、連結許可が出された時点で必要な協定変更を行う。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

80 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

77 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(諏訪IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

長野県諏訪市中洲

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道20号	長野県諏訪市 中洲	立体接続	諏訪インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 048 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 41 年 10 月 25 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 234 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 180 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(養老JCT)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

岐阜県養老郡養老町飯積

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県養老郡養老町飯積	立体接続	養老ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

2, 225 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 10 月 22 日 (供用開始)
 令和 2 年 12 月 25 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 655 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 655 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道長野線(松本JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 長野線

(2) 工事の箇所

長野県松本市島立

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道158号 (中部縦貫自動車道)	長野県松本市島立	立体接続	松本ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

4, 331 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 705 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 5, 482 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道

(神奈川県海老名市大谷から神奈川県海老名市今里まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市大谷 から
神奈川県海老名市今里 まで

(ロ) 延 長 2.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県海老名市 大谷 から 神奈川県海老名市 今里 まで	120	2.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.60メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
神奈川県海老名市 大谷 から 神奈川県海老名市 今里 まで	6 車線	6 車線	付加車線事業

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

12,251 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 14 年 4 月 9 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 6 月 25 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13,516 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13,516 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道(日進IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県日進市岩崎町

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道日進瀬戸道路 (名古屋瀬戸道路)	愛知県日進市岩崎町	立体接続	日進インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 886 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 294 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 198 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道1号(新湘南バイパス)

(神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県中郡大磯町東町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号

(有料道路名 : 新湘南バイパス)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県茅ヶ崎市柳島 から
神奈川県中郡大磯町東町 まで

(ロ) 延 長 5.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市 柳島 から 神奈川県中郡 大磯町東町 まで	80	5.6	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市 柳島 から 神奈川県中郡 大磯町東町 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.5	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

 - メートル (土工部)
 3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道相模原茅ヶ崎線	神奈川県茅ヶ崎市 柳島	立体接続	茅ヶ崎海岸インターチェンジ
一般国道134号	神奈川県 平塚市高浜台	立体接続	平塚インターチェンジ (仮称)
一般国道134号	神奈川県中郡 大磯町東町	立体接続	大磯インターチェンジ (仮称)
一般国道1号 (西湘バイパス)	神奈川県中郡 大磯町東町	平面接続	本線

(4) 工事予算

5, 144 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県茅ヶ崎市柳島まで

令和 4 年 4 月 1 日

別 紙 1

□ 神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県中郡大磯町東町まで

令和 5 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6,454 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6,194 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(神奈川県海老名市中新田から神奈川県厚木市上依知まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別紙 1

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県海老名市 中新田 から 神奈川県厚木市 上依知 まで	100	10.1	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県海老名市 中新田 から 神奈川県厚木市 上依知 まで	4車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 中新田	平面接続	本線
県道藤沢厚木線	神奈川県海老名市 中新田	立体接続	海老名インターチェンジ
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県厚木市 中依知	立体接続	圏央厚木インターチェンジ
一般国道129号	神奈川県厚木市 中依知	立体接続	圏央厚木インターチェンジ
一般国道129号	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原愛川インターチェンジ
県道相模原町田線	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原愛川インターチェンジ

(4) 工事予算

92,277 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 神奈川県海老名市中新田から神奈川県海老名中新田まで (STA110+52～STA113+40)
平成 16 年 6 月 29 日
- ロ 神奈川県海老名市中新田から神奈川県海老名市河原口まで (STA113+40～STA114+60)
平成 21 年 5 月 11 日
- ハ 神奈川県海老名市河原口から神奈川県厚木市金田まで (STA114+60～STA128+40)
平成 16 年 6 月 29 日
- ニ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA128+40～STA129+20)
平成 23 年 2 月 1 日
- ホ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA129+20～STA130+00)
平成 23 年 6 月 1 日
- ヘ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA130+00～STA131+20)
平成 23 年 1 月 1 日
- ト 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA131+20～STA132+91)
平成 23 年 1 月 1 日
- チ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA132+91～STA138+00)
平成 18 年 6 月 30 日

別 紙 1

- | | |
|--|-------------------------|
| リ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで
平成 23 年 1 月 1 日 | (STA138+00～STA139+00) |
| ヌ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市下依知まで
平成 18 年 6 月 30 日 | (STA139+00～STA146+05) |
| ル 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市下依知まで
平成 20 年 7 月 1 日 | (STA146+05～STA151+50) |
| ヲ 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市下依知まで
平成 21 年 12 月 1 日 | (STA151+50～STA152+50) |
| ワ 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市中依知まで
平成 20 年 7 月 1 日 | (STA152+50～STA160+93.5) |
| カ 神奈川県厚木市中依知から神奈川県厚木市関口まで
平成 20 年 7 月 1 日 | (STA160+93.5～STA164+85) |
| ヨ 神奈川県厚木市下依知
平成 24 年 7 月 1 日 | (圏央厚木IC取り付け部) |
| タ 神奈川県厚木市関口から神奈川県厚木市山際まで
平成 19 年 2 月 1 日 | (STA164+85～STA176+50) |
| レ 神奈川県厚木市山際から神奈川県厚木市上依知まで
平成 24 年 6 月 1 日 | (STA176+50～STA201+45) |

別 紙 1

ソ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで (STA201+45～STA206+31)
平成 23 年 12 月 1 日

ツ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで (STA204+10～STA204+70)
平成 25 年 2 月 1 日

ネ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで (STA204+70～STA206+31)
平成 24 年 6 月 1 日

ナ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで (STA206+31～STA211+44)
平成 24 年 6 月 1 日

ラ 神奈川県厚木市上依知 (相模原愛川ICランプ部)
平成 24 年 12 月 1 日

ム 神奈川県厚木市上依知 (相模原愛川IC Hランプ部)
平成 25 年 1 月 7 日

ウ 神奈川県厚木市上依知 (相模原愛川IC E,Fランプ部)
平成 25 年 2 月 1 日

中 神奈川県相模原市南区当麻 (相模原愛川IC料金所部)
平成 24 年 5 月 1 日

別 紙 1

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 25 年 3 月 30 日 (供用開始)
平成 30 年 3 月 29 日 (残事業一部完成)
令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

92, 144 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 92, 144 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

60,953 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

68,400 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
中央自動車道 富士吉田線	東京都府中 市是政	都道川崎府 中線及び市 道中央道側 道	東京都府中 市小柳町及 び東京都府 中市是政	立体接続	平成21年9月29日	平成27年3月7日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	2,014百万円	2,237百万円	—	本線 直結型
中央自動車道 西宮線	滋賀県愛知 郡愛荘町松 尾寺	県道湖東三 山インター線	滋賀県愛知 郡愛荘町松 尾寺	立体接続	平成21年9月29日	平成25年10月21日 (供用開始) 平成26年3月31日 (残事業完成)	1,184百万円	1,335百万円	—	湖東三 山 PA
中央自動車道 長野線	長野県松本 市島内	市道8087 号線及び市 道豊科353 1号線	長野県松本 市島内及び 長野県安曇 野市豊科高 家	立体接続	平成21年9月29日	平成22年11月27日 (供用開始) 平成23年1月31日 (残事業完成)	494百万円	547百万円	—	梓川 SA
第一東海自動車道	愛知県名古屋 市守山区下 志段味	市道守山 パーキングエ リア線	愛知県名古屋 市守山区 下志段味	立体接続	平成21年9月29日	平成30年3月24日 (供用開始) 令和5年3月30日 (残事業完成)	2,995百万円	3,583百万円	—	守山 PA
中央自動車道 富士吉田線	山梨県富士 吉田市上 暮地	県道富士吉 田西桂線	山梨県富士 吉田市上 暮地	立体接続	平成23年4月28日	平成30年4月15日 (供用開始:東京方面) 平成30年8月6日 (供用開始:河口湖方 面) 令和4年3月30日 (残事業完成)	4,461百万円	4,751百万円	—	本線 直結型
第一東海自動車道	静岡県焼津 市上新田	市道0105 号線	静岡県焼津 市上新田	立体接続	平成23年4月28日	平成28年3月12日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	2,745百万円	3,094百万円	—	本線 直結型
東海北陸自動車道	富山県南砺 市上川崎	市道南砺ス マートイン ター線	富山県南砺 市柴田屋	立体接続	平成23年4月28日	平成27年3月1日 (供用開始) 平成28年3月30日 (残事業完成)	1,323百万円	1,457百万円	—	本線 直結型

別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県静岡 市葵区飯間	市道小瀬戸 飯間線及び 市道飯間本 線	静岡県静岡市 葵区小瀬戸及 び静岡県静岡 市葵区飯間	立体接続	平成23年4月28日	平成24年4月14日 (供用開始) 平成25年3月30日 (残事業完成)	200百万円	208百万円	—	静岡 SA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県浜松 市浜北区四 大地	市道浜北灰 木大平1号線 及び市道須 部灰の木線	静岡県浜松市 浜北区四大地 及び静岡県浜 松市北区都田 町	立体接続	平成23年4月28日	平成24年4月14日 (供用開始) 平成25年3月30日 (残事業完成)	223百万円	230百万円	—	浜松 SA
北陸自動車道	富山県砺波 市下中条	市道高岡砺 波インター線	富山県砺波 市下中条	立体接続	平成23年4月28日	平成27年3月1日 (供用開始) 平成28年3月30日 (残事業完成)	1,964百万円	2,125百万円	—	本線 直結型
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県土岐 市泉町	市道81920号 線、82525号線 及び82526号 線	岐阜県土岐 市泉町	立体接続	平成23年4月28日	平成25年2月28日 (供用開始) 平成25年8月30日 (残事業完成)	475百万円	533百万円	—	五斗蒔 PA
中央自動車道 西宮線	山梨県笛吹 市八代町南	県道313号藤 垚石和線及び 市道4015号 線	山梨県笛吹 市八代町南	立体接続	平成24年5月17日	平成29年3月26日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	2,094百万円	2,376百万円	—	本線 直結型
第一東海自動車道	静岡県沼津 市宮本	市道0118号 線及び市道0 105号線	静岡県沼津 市宮本	立体接続	平成24年5月17日	平成28年3月19日 (供用開始) 平成29年3月30日 (残事業完成)	633百万円	735百万円	—	愛鷹 PA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県周智 郡森町大字 円田	町道遠州森町 PA上り線及び 町道遠州森町 PA下り線	静岡県周智郡 森町大字一宮 及び静岡県周 智郡森町大字 円田	立体接続	平成24年5月17日	平成26年3月29日 (供用開始) 平成27年3月30日 (残事業完成)	567百万円	632百万円	—	遠州森町 PA

別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
北陸自動車道	滋賀県長浜市小谷丁野町	県道郷野湖北線及び県道丁野虎姫長浜線	滋賀県長浜市湖北町及び滋賀県長浜市小谷丁野町	立体接続	平成24年5月17日	平成29年3月25日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	2,358百万円	2,573百万円	—	本線直結型
近畿自動車道 名古屋神戸線	三重県鈴鹿市山本町	市道山本65号線	三重県鈴鹿市山本町	立体接続	平成24年5月17日	平成31年3月17日 (供用開始) 令和6年3月30日 (残事業完成)	1,516百万円	1,690百万円	—	鈴鹿PA
近畿自動車道 敦賀線	福井県敦賀市長谷	市道長谷2号線	福井県敦賀市長谷	立体接続	平成24年5月17日	平成29年3月25日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	2,164百万円	2,398百万円	—	本線直結型
中央自動車道 富士吉田線	山梨県上野原市大野	市道談合坂サービスエリア線	山梨県上野原市大野	立体接続	平成25年7月5日	令和2年5月24日 (供用開始) 令和3年3月30日 (残事業完成)	2,009百万円	2,335百万円	—	談合坂SA
中央自動車道 西宮線	岐阜県安八郡安八町中	町道南長田坊野1号線	岐阜県安八郡安八町中	立体接続	平成25年7月5日	平成30年3月24日 (供用開始) 平成31年3月28日 (残事業完成)	3,472百万円	3,770百万円	—	本線直結型
中央自動車道 西宮線	岐阜県養老郡養老町橋爪南川原	町道橋爪1号線及び町道橋爪42号線	岐阜県養老郡養老町橋爪南川原	立体接続	平成25年7月5日	平成30年6月24日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	768百万円	932百万円	—	養老SA
第一東海自動車道	神奈川県綾瀬市小園	県道藤沢座間厚木	神奈川県綾瀬市小園	立体接続	平成25年7月5日	令和3年3月31日 (供用開始) 令和6年3月30日 (残事業完成)	7,811百万円	8,736百万円	—	本線直結型

別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
第一東海自動車道	静岡県静岡市駿河区宮川	市道大谷改良区7号線	静岡県静岡市駿河区宮川	立体接続	平成25年7月5日	令和元年9月14日 (供用開始) 令和4年3月30日 (残事業完成)	5,037百万円	5,385百万円	—	本線直結型
第一東海自動車道	静岡県浜松市東区有玉西町	市道有玉南初生線及び市道有玉西12号線	静岡県浜松市東区有玉西町	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月18日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	869百万円	974百万円	—	三方原PA
第一東海自動車道	静岡県浜松市西区呉松町	県道引佐舘山寺線及び県道湖東舘山寺線	静岡県浜松市西区呉松町	立体接続	平成25年7月5日	平成31年3月17日 (供用開始) 令和3年3月30日 (残事業完成)	2,270百万円	2,529百万円	—	本線直結型
第一東海自動車道	愛知県豊田市西田町長根山	市道上郷スマートインター1号線及び市道上郷スマートインター2号線	愛知県豊田市永覚新町及び愛知県豊田市西田町外林	立体接続	平成25年7月5日	令和3年3月27日 (供用開始) 令和4年3月30日 (残事業完成)	1,925百万円	2,207百万円	—	豊田上郷SA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県駿東郡小山町大御神	町道3628号線及び町道3984号線	静岡県駿東郡小山町大御神	立体接続	平成25年7月5日	令和6年3月31日	895百万円	1,059百万円	—	小山PA (仮称)
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県沼津市根古屋	市道1970号線及び市道1971号線	静岡県沼津市根古屋	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月18日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	775百万円	879百万円	—	駿河湾沼津SA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県磐田市敷地	市道下野部敷地線	静岡県磐田市敷地	立体接続	平成25年7月5日	令和3年6月30日	2,143百万円	2,510百万円	—	本線直結型

別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
北陸自動車道	石川県能美市吉原釜屋町	市道木曾街道線	石川県能美市吉原釜屋町	立体接続	平成25年7月5日	平成30年3月25日 (供用開始) 平成31年3月28日 (残事業完成)	2,284百万円	2,600百万円	—	本線直結型
近畿自動車道 敦賀線	福井県三方上中郡若狭町鳥浜	町道若狭梅街道線	福井県三方上中郡若狭町鳥浜	立体接続	平成25年7月5日	平成30年3月24日 (供用開始) 平成31年3月28日 (残事業完成)	1,606百万円	1,998百万円	—	三方五湖PA
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	東京都八王子市美山町	市道川口339号線	東京都八王子市美山町	立体接続	平成25年7月5日	平成28年12月24日 (供用開始) 平成30年3月29日 (残事業完成)	969百万円	1,144百万円	—	本線直結型
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県岐阜市北野北	市道北野北線	岐阜県岐阜市北野北	立体接続	平成25年7月5日	令和2年3月20日 (供用開始) 令和2年12月25日 (残事業完成)	710百万円	838百万円	—	岐阜三輪PA

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道(一宮稲沢北IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県一宮市大和町

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道岐阜稲沢線	愛知県一宮市 大和町	立体接続	一宮稲沢北インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

797 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 9 月 29 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 28 日 (供用開始)

 令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

961 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 961 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道

(岐阜県郡上市白鳥町那留から岐阜県高山市清見町夏厩まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県郡上市白鳥町那留 から
岐阜県高山市清見町夏厩 まで

(ロ) 延長 40.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
岐阜県郡上市白鳥町那留 から 岐阜県高山市清見町夏厩 まで	80	40.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
岐阜県郡上市白鳥町那留 から 岐阜県高山市清見町夏厩 まで	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75	1.75	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25	1.25	1.25	1.00	2.25	

※ 切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として白鳥～高鷲2.0m、高鷲～飛驒清見3.0m拡幅する。

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

(4) 工事予算

106, 600 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	24年	5月	1日		
②工事の完成予定年月日	平成	30年	11月	30日	(白鳥IC～高鷲IC)	(供用開始)
	平成	30年	12月	8日	(ひるがの高原SA～飛驒清見IC)	(供用開始)
	平成	31年	3月	20日	(高鷲IC～ひるがの高原SA)	(供用開始)
	令和	元年	11月	28日	(荘川IC～飛驒清見IC)	(残事業一部完成)
	令和	4年	3月	30日	(残事業完成)	

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

114,867百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 114,867百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)
(岐阜県関市広見から岐阜県大垣市桜町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

(イ) 工事の区間 岐阜県関市広見 から
岐阜県大垣市桜町 まで

(ロ) 延 長 35.3キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設 計 速 度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県関市広見 から 岐阜県大垣市検町 まで	100	35.3	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
岐阜県関市広見 から 岐阜県大垣市検町 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
トンネル部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員
 - メートル (土工部)
 - メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道418号	岐阜県関市広見	立体接続	関広見インターチェンジ
一般国道256号	岐阜県山県市大字西深瀬	立体接続	山県インターチェンジ
都計道岐阜インター線	岐阜県岐阜市大学北	立体接続	岐阜インターチェンジ(仮称)
一般国道157号	岐阜県本巣市上保	立体接続	糸貫インターチェンジ(仮称)
県道 岐阜関ヶ原線	岐阜県安八郡神戸町大字 西座倉	立体接続	大野神戸インターチェンジ
一般国道21号及び県道大垣環 状線	岐阜県大垣市桧町	立体接続	大垣西インターチェンジ

(4) 工事予算

127,240 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 岐阜県大垣市松町から岐阜県大垣市熊野町まで

平成 31 年 2 月 1 日

ロ 岐阜県大垣市松町から岐阜県大垣市池尻町まで

平成 31 年 3 月 1 日

ハ 岐阜県大垣市池尻町から岐阜県大垣市北方町まで

平成 31 年 4 月 1 日

ニ 岐阜県大垣市北方町から岐阜県安八郡神戸町大字神戸まで

令和 元年 5 月 1 日

ホ 岐阜県安八郡神戸町大字神戸から岐阜県安八郡神戸町大字神戸まで

令和 元年 8 月 1 日

ヘ 岐阜県安八郡神戸町大字神戸から岐阜県安八郡神戸町西座倉まで

平成 31 年 4 月 1 日

ト 岐阜県安八郡神戸町西座倉から岐阜県揖斐郡大野町下磯まで (大野神戸IC Bランプ)

平成 31 年 4 月 1 日

チ 岐阜県安八郡神戸町西座倉から岐阜県安八郡神戸町西座倉まで (大野神戸IC Cランプ)

令和 元年 8 月 1 日

別 紙 1

- リ 岐阜県揖斐郡大野町下礪から岐阜県揖斐郡大野町下礪まで (大野神戸IC Eランプ・料金所)
平成 31 年 2 月 1 日
- ヌ 岐阜県安八郡神戸町西座倉から岐阜県安八郡神戸町西座倉まで
平成 30 年 5 月 1 日
- ル 岐阜県安八郡神戸町西座倉から岐阜県揖斐郡大野町下礪まで
令和 2 年 9 月 1 日
- ヲ 岐阜県揖斐郡大野町下礪から岐阜県瑞穂市七崎まで
平成 30 年 5 月 1 日
- ワ 岐阜県瑞穂市七崎から岐阜県瑞穂市七崎まで
平成 31 年 4 月 1 日
- カ 岐阜県瑞穂市七崎から岐阜県本巣市見延まで
平成 30 年 5 月 1 日
- コ 岐阜県本巣市見延から岐阜県本巣市見延まで
令和 元 年 12 月 1 日
- タ 岐阜県本巣市見延から岐阜県本巣市三橋まで
平成 30 年 5 月 1 日
- レ 岐阜県本巣市三橋から岐阜県本巣市三橋まで
令和 5 年 11 月 1 日

別 紙 1

ソ 岐阜県本巣市三橋から岐阜県岐阜市城田寺まで

平成 30 年 5 月 1 日

ツ 岐阜県岐阜市城田寺から岐阜県岐阜市城田寺まで

平成 30 年 9 月 1 日

ネ 岐阜県岐阜市城田寺から岐阜県山県市西深瀬まで

令和 5 年 4 月 1 日

ナ 岐阜県山県市西深瀬から岐阜県山県市西深瀬まで

平成 30 年 5 月 1 日

ラ 岐阜県山県市西深瀬から岐阜県山県市西深瀬まで

令和 2 年 1 月 1 日

ム 岐阜県山県市西深瀬から岐阜県山県市西深瀬まで

令和 元 年 8 月 1 日

ウ 岐阜県山県市西深瀬から岐阜県山県市西深瀬まで

令和 元 年 6 月 1 日

キ 岐阜県山県市西深瀬から山県市東深瀬まで

平成 31 年 4 月 1 日

ノ 岐阜県山県市東深瀬から岐阜県山県市東深瀬まで

令和 元 年 6 月 1 日

別 紙 1

オ 岐阜県山県市東深瀬から岐阜県山県市東深瀬まで

令和 元 年 5 月 1 日

ク 岐阜県山県市東深瀬から岐阜県山県市東深瀬まで

平成 30 年 12 月 1 日

ヤ 岐阜県山県市東深瀬から岐阜県山県市東深瀬まで

平成 31 年 2 月 1 日

マ 岐阜県山県市東深瀬から岐阜県岐阜市山県北野北まで

平成 30 年 12 月 1 日

ケ 岐阜県岐阜市山県北野北から岐阜県岐阜市山県北野まで

平成 31 年 2 月 1 日

フ 岐阜県岐阜市山県北野から岐阜県岐阜市三輪まで

平成 30 年 12 月 1 日

コ 岐阜県岐阜市三輪から岐阜県関市広見まで

平成 31 年 4 月 1 日

エ 岐阜県関市広見から岐阜県関市広見まで

令和 元 年 8 月 1 日

テ 岐阜県関市広見から岐阜県関市広見まで

平成 30 年 12 月 1 日

別 紙 1

ア 岐阜県関市広見から岐阜県関市広見まで
令和 元 年 6 月 1 日

サ 岐阜県関市広見から岐阜県関市広見まで
平成 31 年 4 月 1 日

キ 岐阜県関市広見から岐阜県関市広見まで
平成 30 年 12 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日	令和 元 年 12 月 14 日	[大野神戸IC～大垣西IC(供用開始)]
	令和 2 年 3 月 20 日	[関広見IC～山県IC(供用開始)]
	令和 7 年 3 月 31 日	[山県IC～大野神戸IC]

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

139,002 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 131,907 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)
(岐阜県養老郡養老町飯積から三重県員弁郡東員町大字長深まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

(イ) 工事の区間 岐阜県養老郡養老町飯積 から
三重県員弁郡東員町大字長深 まで

(ロ) 延 長 34.1キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県養老郡養老町飯積 から 三重県員弁郡東員町大字長深 まで	100	34.1	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県養老郡養老町飯積 から 三重県員弁郡東員町大字長深 まで	2 車線	4 車線	

別紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中央自動車道 西宮線	岐阜県養老郡養老町飯積	立体接続	養老ジャンクション
県道 養老平田線	岐阜県養老郡養老町口ヶ島	立体接続	養老インターチェンジ
一般国道306号及び一般国道365号	三重県いなべ市北勢町阿下喜	立体接続	北勢インターチェンジ(仮称)
一般国道365号	三重県いなべ市大安町高柳	立体接続	大安インターチェンジ
一般国道365号	三重県員弁郡東員町大字長深	立体接続	東員インターチェンジ

(4) 工事予算

78,120 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- | | |
|---|---------------------------|
| イ 岐阜県養老郡養老町直江から岐阜県養老郡養老町直江まで
平成 29 年 3 月 1 日 | (養老JCT Gランプ) |
| ロ 岐阜県養老郡養老町飯積から岐阜県養老郡養老町高田まで
平成 29 年 4 月 1 日 | (No.4+7.0~No.53+5.5) |
| ハ 岐阜県養老郡養老町高田から岐阜県養老郡養老町高田まで
平成 29 年 5 月 1 日 | (No.53+5.5~No.63+7.5) |
| ニ 岐阜県養老郡養老町高田から岐阜県養老郡養老町高田まで
平成 29 年 4 月 1 日 | (No.63+7.5~No.111+0.0) |
| ホ 岐阜県養老郡養老町高田から岐阜県養老郡養老町口ヶ島まで
平成 29 年 5 月 1 日 | (No.111+0.0~No.121+15.0) |
| ヘ 岐阜県養老郡養老町口ヶ島から岐阜県養老郡養老町口ヶ島まで
平成 29 年 4 月 1 日 | (No.121+15.0~No.130+13.0) |
| ト 岐阜県養老郡養老町口ヶ島から岐阜県養老郡養老町西岩道まで
平成 29 年 5 月 1 日 | (No.130+13.0~No.141+11.0) |
| チ 岐阜県養老郡養老町西岩道から岐阜県養老郡養老町口ヶ島まで
平成 29 年 4 月 1 日 | (養老IC ランプ部) |

別 紙 1

リ 岐阜県養老郡養老町口ケ島から岐阜県養老郡養老町大跡まで (養老IC 料金所部)

平成 28 年 12 月 1 日

又-1 岐阜県養老郡養老町西岩道から岐阜県養老郡養老町口ケ島まで

令和 7 年 4 月 1 日

又-2 岐阜県養老郡養老町口ケ島から岐阜県養老郡養老町市笠まで

令和 4 年 10 月 1 日

又-3 岐阜県養老郡養老町市笠から岐阜県養老郡養老町小倉まで

令和 5 年 10 月 1 日

又-4 岐阜県養老郡養老町小倉から岐阜県養老郡養老町一色まで

令和 8 年 1 月 1 日

又-5 岐阜県養老郡養老町一色から岐阜県養老郡養老町横屋まで

令和 5 年 10 月 1 日

又-6 岐阜県養老郡養老町横屋から岐阜県海津市南濃町徳田まで

令和 8 年 1 月 1 日

ル-1 岐阜県海津市南濃町徳田から三重県いなべ市北勢町二之瀬まで

令和 3 年 4 月 1 日

ル-2 三重県いなべ市北勢町二之瀬から三重県いなべ市北勢町二之瀬まで

令和 4 年 4 月 1 日

別 紙 1

ヲ-1 三重県いなべ市北勢町二之瀬から三重県いなべ市北勢町二之瀬まで
令和 6 年 4 月 1 日

ヲ-2 三重県いなべ市北勢町二之瀬から三重県いなべ市北勢町田辺まで
令和 4 年 10 月 1 日

ヲ-3 三重県いなべ市北勢町田辺から三重県いなべ市北勢町向平まで
令和 7 年 4 月 1 日

ヲ-4 三重県いなべ市北勢町向平から三重県いなべ市北勢町瀬木まで
令和 4 年 10 月 1 日

ヲ-5 三重県いなべ市北勢町瀬木から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
令和 7 年 4 月 1 日

ワ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
平成 30 年 5 月 1 日

カ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
令和 4 年 4 月 1 日

コ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
令和 4 年 4 月 1 日

タ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで
平成 30 年 5 月 1 日

別 紙 1

レ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで

令和 6 年 7 月 1 日

ソ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町阿下喜まで

令和 6 年 7 月 1 日

ツ 三重県いなべ市北勢町阿下喜から三重県いなべ市北勢町治田外面まで

平成 30 年 5 月 1 日

ネ 三重県いなべ市北勢町治田外面から三重県いなべ市北勢町治田外面まで

令和 元 年 9 月 1 日

ナ 三重県いなべ市北勢町治田外面から三重県いなべ市北勢町治田外面まで

平成 30 年 5 月 1 日

ラ 三重県いなべ市北勢町治田外面から三重県いなべ市大安町丹生川久下まで

令和 6 年 4 月 1 日

ム 三重県いなべ市大安町丹生川久下から三重県いなべ市北勢町麻生田まで

平成 30 年 5 月 1 日

ウ 三重県いなべ市北勢町麻生田から三重県いなべ市北勢町麻生田まで

令和 6 年 8 月 1 日

ヰ 三重県いなべ市北勢町麻生田から三重県いなべ市大安町片樋まで

平成 30 年 5 月 1 日

別 紙 1

ノ 三重県いなべ市大安町片樋から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 31 年 4 月 1 日

オ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 5 月 1 日

ク 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
令和 6 年 4 月 1 日

ヤ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 31 年 4 月 1 日

マ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 5 月 1 日

ケ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
令和 3 年 7 月 1 日

フ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 5 月 1 日

コ-1 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
令和 3 年 7 月 1 日

コ-2 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
令和 3 年 4 月 1 日

別 紙 1

- | | |
|---|--|
| エ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 12 月 1 日 | (大安IC Eランプ土工部 E-No.32+3.32~E-No.24+4.0) |
| テ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 8 月 1 日 | (大安IC Eランプ橋梁部 E-No.24+4.0~E-No.15+0.0) |
| ア 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 4 月 1 日 | (大安IC料金所部 E-No.15+0.0~A2-No0+0) |
| サ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 8 月 1 日 | (大安IC A・Cランプ橋梁部 C2-No.0+0~C2-No.28+0.0) |
| キ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市大安町高柳まで
平成 30 年 12 月 1 日 | (大安IC Cランプ土工部 C2-No.28+0.0~C2-No.59+1.3) |
| ユ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市員弁町北金井まで
平成 30 年 8 月 1 日 | (大安IC Cランプ土工部 C2-No.59+1.3~C2-No.77+9.2) |
| メ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市員弁町北金井まで
平成 30 年 8 月 1 日 | (大安IC Bランプ部 B-No.0+0~No.B-No.54+1.8) |
| ミ 三重県いなべ市大安町高柳から三重県いなべ市員弁町北金井まで
平成 30 年 8 月 1 日 | (No.327+0.0~No.289+17.0) |
| シ 三重県いなべ市員弁町北金井から三重県員弁郡東員町大字南大社まで
平成 30 年 10 月 1 日 | (No.289+17.0~No.104+16.0) |

別 紙 1

- エ 三重県員弁郡東員町大字南大社から三重県員弁郡東員町大字南大社まで (No.104+16.0~No.92+4.0)
平成 30 年 11 月 1 日
- ヒ 三重県員弁郡東員町大字南大社から三重県員弁郡東員町大字南大社まで (No.92+4.0~No.76+4.0)
平成 30 年 12 月 1 日
- モ 三重県員弁郡東員町大字南大社から三重県員弁郡東員町大字長深まで (No.76+4.0~No.67+11.0 内回り)
平成 30 年 10 月 16 日
- セ 三重県員弁郡東員町大字南大社から三重県員弁郡東員町大字長深まで (No.76+4.0~No.69+1.0 外回り)
平成 30 年 10 月 1 日
- ス 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで (No.67+11.0~No.57+5.0 内回り)
平成 30 年 9 月 1 日
- ン 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで (No.69+1.0~No.55+7.0 外回り)
平成 30 年 11 月 15 日
- イ' 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで (No.57+5.0~No.42+18.0 内回り)
平成 30 年 7 月 1 日
- ロ' 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで (No.55+7.0~No.51+11.0 外回り)
平成 30 年 7 月 1 日
- ハ' 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで (No.51+11.0~No.42+18.0 外回り)
平成 30 年 9 月 1 日

別 紙 1

- 二' 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで (No.42+18.0~No.18+0.0 内回り)
平成 30 年 4 月 1 日
- ホ' 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで (No.42+18.0~No.33+17.0 外回り)
平成 30 年 6 月 1 日
- へ' 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで (No.33+17.0~No.18+0.0 外回り)
平成 30 年 4 月 1 日
- ト' 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで (東員IC A・Dランプ部)
平成 30 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

- 平成 29 年 10 月 22 日 (養老JCT~養老IC) (供用開始)
- 平成 31 年 3 月 17 日 (大安IC~東員IC) (供用開始)
- 令和 7 年 3 月 31 日 [北勢IC(仮称)~大安IC]
- 令和 9 年 3 月 31 日 [養老IC~北勢IC(仮称)]

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

87, 471 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 83, 304 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)
(三重県員弁郡東員町大字長深から三重県四日市市北山町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県員弁郡東員町大字長深 から 三重県四日市市北山町 まで	100	1.4	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県員弁郡東員町大字長深 から 三重県四日市市北山町 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員 4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道365号	三重県員弁郡東員町大字 長深	立体接続	東員インターチェンジ
近畿自動車道 名古屋神戸線	三重県四日市市北山町	立体接続	新四日市ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

2,990 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 三重県員弁郡東員町大字長深
平成 27 年 1 月 1 日

(東員IC地下通路部)

ロ 三重県員弁郡東員町大字長深
平成 27 年 4 月 1 日

(東員IC料金所部)

ハ 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 27 年 4 月 1 日

(東員IC Dランプ部)

ニ 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 27 年 6 月 1 日

(東員IC Eランプ部)

ホ 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 27 年 7 月 15 日

(東員IC A・Dランプ部)

ヘ 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県員弁郡東員町大字長深まで
平成 27 年 4 月 1 日

(上り線:No.18+0.0~No.7+12.0)

別 紙 1

- ト 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県四日市市北山町まで (上り線:No.7+12.0~STA. 3+40.0)
平成 27 年 7 月 15 日
- チ 三重県員弁郡東員町大字長深から三重県四日市市北山町まで (下り線:No.18.+0.0~STA. 3+40.0)
平成 27 年 7 月 15 日
- リ 三重県四日市市北山町から三重県四日市市北山町まで (新四日市JCT B・Dランプ)
平成 27 年 4 月 1 日
- ヌ 三重県四日市市北山町から三重県四日市市北山町まで (新四日市JCT Dランプ)
平成 27 年 12 月 1 日
- ル 三重県四日市市北山町から三重県四日市市北山町まで (新四日市JCT Dランプ)
平成 27 年 12 月 1 日
- ヲ 三重県四日市市北山町から三重県四日市市北山町まで (新四日市JCT Dランプ)
平成 27 年 12 月 1 日
- ワ 三重県四日市市北山町から三重県四日市市北山町まで (新四日市JCT Bランプ)
平成 30 年 7 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が、一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

別 紙 1

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 8 月 11 日 (供用開始)
 平成 31 年 3 月 17 日 (新四日市JCT Bランプ供用開始)
 令和 4 年 4 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 165 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 165 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道 富士吉田線

(東京都三鷹市北野から東京都世田谷区大蔵まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 東京都三鷹市北野 から
東京都世田谷区大蔵 まで

(ロ) 延長 6.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 直轄事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都三鷹市北野 から 東京都世田谷区大蔵 まで	80	6.4	

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.25メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都三鷹市北野 から 東京都世田谷区大蔵 まで	6車線	6車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 ———— メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

————— メートル (土工部)

————— メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
関越自動車道 新潟線	東京都三鷹市北野	平面接続	本線
中央自動車道 富士吉田線	東京都三鷹市北野	立体接続	中央ジャンクション(仮称)
第一東海自動車道	東京都世田谷区大蔵	立体接続	東名ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

767, 203 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 東京都三鷹市北野から東京都世田谷区喜多見
平成 30 年 10 月 1 日
- ロ 東京都世田谷区成城から東京都世田谷区喜多見
平成 24 年 5 月 17 日
- ロ' 東京都世田谷区成城から東京都世田谷区喜多見
平成 30 年 10 月 1 日
- ハ 東京都世田谷区喜多見から東京都世田谷区大蔵
平成 24 年 5 月 17 日
- ニ 東京都三鷹市北野から東京都世田谷区喜多見
平成 29 年 3 月 1 日
- ホ 東京都調布市東つつじヶ丘から東京都世田谷区喜多見
平成 29 年 3 月 1 日

・なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引き継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 021, 201 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 972, 524 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道伊勢線
(愛知県名古屋市中川区島井町から愛知県海部郡飛島村木場まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 伊勢線

(2) 工事の箇所

(イ) 工事の区間 愛知県名古屋市中川区島井町 から
愛知県海部郡飛島村木場 まで

(ロ) 延 長 12.2キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 直轄事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで	60	12.2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
近畿自動車道 名古屋亀山線	愛知県名古屋市中川区島井町	平面接続 及び立体接続	名古屋西ジャンクション
市道高速1号 (名古屋高速道路)	愛知県名古屋市中川区島井町	立体接続	名古屋西ジャンクション
一般国道302号	愛知県名古屋市中川区服部	立体接続	千音寺南インターチェンジ
一般国道302号	愛知県名古屋市中川区かの里及び愛知県名古屋市港区西蟹田	立体接続	富田インターチェンジ
一般国道302号	愛知県名古屋市港区南陽町大字茶屋新田	立体接続	南陽インターチェンジ
一般国道302号	愛知県海部郡飛島村大字梅之郷	立体接続	飛島北インターチェンジ
近畿自動車道 名古屋神戸線	愛知県海部郡飛島村木場	立体接続	飛島ジャンクション
一般国道302号 (伊勢湾岸道路)	愛知県海部郡飛島村木場	立体接続	飛島ジャンクション

(4) 工事予算

170,390百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県名古屋市中川区島井町 まで
平成 24年 5月 17日
- ロ 愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県名古屋市中川区服部 まで
平成 29年 8月 23日
- ハ 愛知県名古屋市中川区服部 から 愛知県名古屋市中川区供米田 まで
平成 30年 9月 1日
- ニ 愛知県名古屋市中川区供米田 から 愛知県名古屋市中川区かの里 まで
令和 2年 4月 1日
- ホ 愛知県名古屋市中川区かの里 から 愛知県名古屋市港区南陽町 まで
平成 30年 9月 1日
- ヘ 愛知県名古屋市港区南陽町 から 愛知県海部郡飛島村大字梅之郷 まで
平成 29年 8月 23日
- ト 愛知県海部郡飛島村大字梅之郷 から 愛知県海部郡飛島村大字梅之郷 まで
令和 2年 4月 1日
- チ 愛知県海部郡飛島村大字梅之郷 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで
平成 29年 8月 23日

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(甲府中央スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

山梨県甲府市大津町

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道29号甲府中央右左口線	山梨県甲府市 大津町	立体接続	甲府中央スマートインターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

3,396 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,803 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線(山北スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の箇所

神奈川県足柄上郡山北町川西

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道10号河内川谷戸線	神奈川県足柄上郡 山北町川西	立体接続	山北スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

762 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

865 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(厚木PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

神奈川県厚木市山際 から

神奈川県厚木市関口 まで

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道2-46号線及び 市道B-266号線	神奈川県厚木市山際及び 神奈川県厚木市関口	立体接続	厚木PAスマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1, 288 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 2 年 9 月 26 日 (供用開始)

 令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 463 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)(海津スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

岐阜県海津市南濃町志津新田

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
(仮称)海津34421号線	岐阜県海津市 南濃町志津新田	立体接続	海津スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

846 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,030 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線(秦野SAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の箇所

神奈川県秦野市横野 から
神奈川県秦野市戸川 まで

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道144号線及び市道146号線	神奈川県秦野市横野及び戸川	立体接続	秦野SAスマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

724 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 27 年 8 月 26 日

②工事の完成予定年月日 令和 4 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

801 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(座光寺スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

長野県飯田市座光寺地先

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道座光寺280号線 市道座光寺281号線	長野県飯田市座光寺地先	立体接続	座光寺スマートインターチェンジ

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北陸自動車道(上市スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

富山県中新川郡上市町江上 から
富山県中新川郡上市町東江上 まで

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
(仮称)上市インター南線 及び(仮称)上市インター北線	富山県中新川郡上市町中江上 及び富山県中新川郡上市町東江上	立体接続	上市スマートインターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1,946 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 6 月 24 日

②工事の完成予定年月日 令和 2 年 12 月 13 日 (供用開始)

令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,177 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**一般国道138号(東富士五湖道路)(富士吉田忍野スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道138号(東富士五湖道路)

(2) 工事の箇所

山梨県富士吉田市上吉田

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道農場線	山梨県富士吉田市上吉田	立体接続	富士吉田忍野スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

3,369 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 6 月 24 日

②工事の完成予定年月日 令和 4 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,637 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道(豊橋PA(下り線))に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県豊橋市

(3) 工事予算

1, 985 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 5 月 13 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 4 月 12 日 (供用開始)
令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 151 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 151 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(神坂スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

岐阜県中津川市神坂地内

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道神坂44号線、 市道神坂45号線	岐阜県中津川市神坂地内	立体接続	(仮称)神坂スマートインターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1,894 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 8 月 31 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 12 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,140 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線(刈谷スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道横浜名古屋線

(2) 工事の箇所

愛知県刈谷市東境町地内

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道01-41号線	愛知県刈谷市東境町地内	立体接続	(仮称)刈谷スマートインターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1,740 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 8 月 31 日

②工事の完成予定年月日 令和 4 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,860 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(多賀スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県犬上郡多賀町

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
(仮称)町道多賀スマートインター線、 町道四ツ屋胡宮線	滋賀県犬上郡多賀町	立体接続	多賀スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,977 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 30年 8月 24日

②工事の完成予定年月日 令和 5年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,234 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(静岡県御殿場市駒門から静岡県駿東郡長泉町大字元長窪まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県御殿場市駒門 から
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 まで

(ロ) 延 長 13.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
静岡県御殿場市駒門 から 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 まで	120	13.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル 及び 3.75メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
静岡県御殿場市駒門 から 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 まで	6車線	6車線	6車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	3.00	3.00	3.00	1.75	4.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	3.00	3.00	3.00	1.25	4.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第一東海自動車道	静岡県御殿場市駒門	立体接続	御殿場ジャンクション
一般国道1号(伊豆縦貫自動車道) 及び県道大岡元長窪線	静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪	立体接続	長泉沼津インターチェンジ

(4) 工事予算

14, 362 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	30年	8月	24日	
②工事の完成予定年月日	令和	3年	10月	29日	(供用開始)
	令和	6年	3月	30日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

15,473 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 15,473 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(静岡県駿東郡長泉町大字元長窪から静岡県浜松市北区引佐町東黒田まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 から
静岡県浜松市北区引佐町東黒田 まで

(ロ) 延 長 131.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 から 静岡県浜松市北区引佐町東黒田 まで	120	131.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル 及び 3.75メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 から 静岡県浜松市北区引佐町東黒田 まで	6車線	6車線	6車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	3.00	3.00	3.00	1.75	4.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	3.00	3.00	3.00	1.75	4.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	3.00	3.00	3.00	1.25	4.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号(伊豆縦貫自動車道) 及び県道大岡元長窪線	静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪	立体接続	長泉沼津インターチェンジ
一般国道139号(西富士道路) 及び県道一色久沢線	静岡県富士市 厚原	立体接続	新富士インターチェンジ
一般国道52号	静岡県静岡市 清水区央原	立体接続	新清水インターチェンジ
中部横断自動車道	静岡県静岡市 清水区吉原	立体接続	新清水ジャンクション
県道清水富士宮線	静岡県静岡市 清水区杉山	立体接続	清水いはらインターチェンジ
第一東海自動車道	静岡県静岡市 清水区草ヶ谷	立体接続	清水ジャンクション
県道井川湖御幸線 及び県道山脇大谷線	静岡県静岡市 葵区下	立体接続	新静岡インターチェンジ

別 紙 1

一般国道1号 及び県道静岡朝比奈藤枝線	静岡県藤枝市 岡部町入野	立体接続	藤枝岡部インターチェンジ
一般国道473号	静岡県島田市 横岡新田	立体接続	島田金谷インターチェンジ
県道掛川天竜線	静岡県周智郡 森町睦実	立体接続	森掛川インターチェンジ
一般国道152号	静岡県浜松市 浜北区中瀬	立体接続	浜松浜北インターチェンジ
一般国道474号 (三遠南信自動車道)	静岡県浜松市 北区引佐町東黒田	立体接続	浜松いなさジャンクション
一般国道257号	静岡県浜松市 北区引佐町東黒田	立体接続	浜松いなさインターチェンジ
第一東海自動車道	静岡県浜松市 北区三ヶ日町福長	立体接続	三ヶ日ジャンクション

(4) 工事予算

70,540 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	30年	8月	24日		
②工事の完成予定年月日	令和	2年	7月	16日	(新静岡IC～藤枝岡部IC(上り線))	(供用開始)
					(長泉沼津IC～藤枝岡部IC(下り線))	(供用開始)
	令和	2年	10月	29日	(島田金谷IC～浜松いなさJCT(上下線))	(供用開始)
	令和	2年	12月	22日	(長泉沼津IC～新静岡IC(上り線))	(供用開始)
					(藤枝岡部IC～島田金谷IC(上下線))	(供用開始)
	令和	6年	3月	30日		(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

75,615百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 75,615百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道伊勢線(多気ヴィンソンスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 伊勢線

(2) 工事の箇所

三重県多気郡多気町地内

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道 国道インター線	三重県多気郡多気町地内	立体接続	多気ヴィソンスmartインターチェンジ

(4) 工事予算

355 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 8 月 24 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 4 月 28 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

426 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 名古屋神戸線

(三重県亀山市安坂山町から滋賀県甲賀市甲賀町岩室まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県亀山市安坂山町 から
滋賀県甲賀市甲賀町岩室 まで

(ロ) 延 長 14.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
三重県亀山市安坂山町 から 滋賀県甲賀市甲賀町岩室 まで	120	14.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル 及び 3.75メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
三重県亀山市安坂山町 から 滋賀県甲賀市甲賀町岩室 まで	6車線	6車線	6車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	3.00×2	6.00	3.00	1.75	4.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	3.00×2	6.00	3.00	1.25	4.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員 4.50メートル(土工部)
4.50メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	-

(4) 工事予算

51,503 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 元年 | 5月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 9年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

58,523 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 55,766 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(諏訪湖スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

長野県諏訪市豊田 から
長野県岡谷市湊 まで

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
(仮称)諏訪市道33225号線及 び(仮称)岡谷市道湊133号線	長野県諏訪市豊田及び 長野県岡谷市湊	立体接続	諏訪湖スマートインターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,916 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,172 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道(岡崎阿知和スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県岡崎市西阿知和町

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道岡崎阿知和スマートインター線	愛知県岡崎市西阿知和町	立体接続	岡崎阿知和スマートインターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2,064 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 令和 元年 11月 1日

②工事の完成予定年月日 令和 7年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,394 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道(東郷スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県日進市米野木町

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道スマートインター1号線及 び市道スマートインター2号線	愛知県日進市米野木町	立体接続	東郷スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,433 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 令和 元年 11月 1日

②工事の完成予定年月日 令和 7年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,605 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道(城端SAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の箇所

富山県南砺市立野原東

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道桜ヶ池クアガーデン線	富山県南砺市立野原東	立体接続	城端SAスマートインターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

745 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

871 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道

(岐阜県大野郡白川村大字鳩谷から富山県南砺市上中田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県大野郡白川村大字鳩谷 から
富山県南砺市上中田 まで

(ロ) 延 長 15.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷 から 富山県南砺市上中田 まで	80	15.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷 から 富山県南砺市上中田 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

※切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として5.0m拡幅する

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.0 メートル(土工部)

3.0 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

(4) 工事予算

82,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

105, 215 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 100, 344 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)

(岐阜県土岐市泉町久尻から岐阜県可児市柿田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号
(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県土岐市泉町久尻 から
岐阜県可児市柿田 まで

(ロ) 延 長 10.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県土岐市泉町久尻 から 岐阜県可児市柿田 まで	100	10.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
岐阜県土岐市泉町久尻 から 岐阜県可児市柿田 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.75	1.25	3.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

34,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

43,497 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 41,483 百万円)(消費税込み)

別紙 1 - 1 1 4 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道尾鷲多気線

(三重県多気郡大台町大字菅合から三重県多気郡多気町丹生まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道尾鷲多気線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県多気郡大台町大字菅合 から
三重県多気郡多気町丹生 まで

(ロ) 延長 13.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
三重県多気郡大台町大字菅合 から 三重県多気郡多気町丹生 まで	80	13.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県多気郡大台町大字菅合 から 三重県多気郡多気町丹生 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.0 メートル(土工部)

3.0 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

(4) 工事予算

60,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

73, 560 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 70, 155 百万円)(消費税込み)

別紙3を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 4 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	14,696百万円
H 1 9	24,995百万円
H 2 0	27,416百万円
H 2 1	32,076百万円
H 2 2	21,467百万円
H 2 3	19,581百万円
H 2 4	31,785百万円
H 2 5	48,923百万円
H 2 6	33,108百万円
H 2 7	106,065百万円
H 2 8	59,505百万円
H 2 9	61,859百万円
H 3 0	68,016百万円
R 1	87,750百万円
R 2	111,898百万円
R 3	224,044百万円
R 4	75,262百万円
R 5	74,241百万円
R 6	174,345百万円
R 7	65,190百万円
R 8	46,312百万円
R 9	37,788百万円
R 1 0	37,517百万円
R 1 1	37,671百万円
R 1 2	39,275百万円
R 1 3	39,575百万円
R 1 4	41,109百万円
R 1 5	40,028百万円
R 1 6	41,114百万円
R 1 7	40,082百万円
R 1 8	40,329百万円
R 1 9	40,609百万円
R 2 0	40,519百万円
R 2 1	40,417百万円
R 2 2	40,386百万円
R 2 3	40,298百万円
R 2 4	40,233百万円
R 2 5	40,770百万円
R 2 6	40,066百万円
R 2 7	40,186百万円
R 2 8	40,123百万円
R 2 9	40,220百万円
R 3 0	41,513百万円
R 3 1	39,833百万円
R 3 2	40,232百万円
R 3 3	41,077百万円
R 3 4	40,788百万円
R 3 5	41,283百万円
R 3 6	40,693百万円
R 3 7	40,945百万円
R 3 8	40,084百万円
R 3 9	40,246百万円
R 4 0	40,084百万円
R 4 1	39,892百万円
R 4 2	40,281百万円
R 4 3	40,815百万円
R 4 4	40,815百万円
R 4 5	20,555百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までは実績値を、令和2年度は実績見込値を記載している

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙4を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	86,790百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

別紙5

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

中日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H26	8百万円
H27	119百万円
H28	310百万円
H29	862百万円
H30	666百万円
R1	1,099百万円
R2	1,824百万円
R3	2,731百万円
R4	1,319百万円
R5	2,259百万円
R6	2,329百万円
R7	35百万円
R8	175百万円
R9	0百万円
R10	0百万円
R11	0百万円
R12	0百万円
R13	0百万円
R14	0百万円
R15	0百万円
R16	0百万円
R17	0百万円
R18	0百万円
R19	0百万円
R20	0百万円
R21	0百万円
R22	0百万円
R23	0百万円
R24	0百万円
R25	0百万円
R26	0百万円
R27	0百万円
R28	0百万円
R29	0百万円
R30	0百万円
R31	0百万円
R32	0百万円
R33	0百万円
R34	0百万円
R35	0百万円
R36	0百万円
R37	0百万円
R38	0百万円
R39	0百万円
R40	0百万円
R41	0百万円
R42	0百万円
R43	0百万円
R44	0百万円
R45	0百万円

(注1) 平成26年度から令和元年度までは実績値を、令和2年度は実績見込値を記載している

別紙6を次のとおり改める。

(協定第 9 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	構築物等分		
				うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(472,195百万円)	(86,431百万円)	(307,137百万円)	(81,338百万円)	(225,799百万円)
	484,094百万円	74,294百万円	316,083百万円	69,250百万円	246,833百万円
H 1 9	(482,966百万円)	(96,496百万円)	(342,904百万円)	(90,810百万円)	(252,094百万円)
	484,615百万円	80,890百万円	344,144百万円	75,398百万円	268,746百万円
H 2 0	(466,881百万円)	(94,180百万円)	(334,674百万円)	(88,630百万円)	(246,044百万円)
	456,343百万円	76,802百万円	326,751百万円	71,587百万円	255,164百万円
H 2 1	(355,494百万円)	(70,563百万円)	(250,751百万円)	(66,405百万円)	(184,346百万円)
	329,680百万円	54,376百万円	231,341百万円	50,684百万円	180,657百万円
H 2 2	(350,323百万円)	(69,626百万円)	(247,421百万円)	(65,524百万円)	(181,897百万円)
	340,782百万円	52,677百万円	224,113百万円	49,100百万円	175,012百万円
H 2 3	(352,605百万円)	(57,106百万円)	(242,956百万円)	(53,229百万円)	(189,727百万円)
	355,511百万円	57,620百万円	245,142百万円	53,708百万円	191,434百万円
H 2 4	(346,816百万円)	(55,233百万円)	(234,987百万円)	(51,483百万円)	(183,504百万円)
	365,770百万円	58,584百万円	249,243百万円	54,606百万円	194,637百万円
H 2 5	(348,386百万円)	(44,204百万円)	(188,066百万円)	(41,203百万円)	(146,863百万円)
	376,626百万円	53,781百万円	228,811百万円	50,130百万円	178,682百万円
H 2 6	(441,426百万円)	(62,649百万円)	(266,540百万円)	(58,396百万円)	(208,144百万円)
	496,478百万円	77,803百万円	331,014百万円	72,521百万円	258,492百万円
H 2 7	(454,427百万円)	(63,317百万円)	(269,384百万円)	(59,019百万円)	(210,365百万円)
	516,780百万円	71,890百万円	305,855百万円	67,009百万円	238,846百万円
H 2 8	(487,216百万円)	(71,833百万円)	(305,612百万円)	(66,956百万円)	(238,656百万円)
	517,367百万円	77,156百万円	328,260百万円	71,918百万円	256,342百万円
H 2 9	(501,944百万円)	(60,359百万円)	(256,796百万円)	(56,261百万円)	(200,535百万円)
	531,720百万円	65,634百万円	279,241百万円	61,178百万円	218,062百万円
H 3 0	(505,138百万円)	(49,202百万円)	(209,328百万円)	(45,861百万円)	(163,467百万円)
	540,787百万円	56,023百万円	238,347百万円	52,219百万円	186,128百万円
R 1	(498,866百万円)	(29,381百万円)	(125,003百万円)	(27,387百万円)	(97,616百万円)
	535,683百万円	36,154百万円	153,818百万円	33,700百万円	120,118百万円
R 2	(498,593百万円)	(34,176百万円)	(145,402百万円)	(31,856百万円)	(113,546百万円)
	401,454百万円	17,035百万円	72,477百万円	15,879百万円	56,598百万円
R 3	449,079百万円	17,832百万円	75,867百万円	16,622百万円	59,245百万円
R 4	495,579百万円	47,145百万円	200,579百万円	43,944百万円	156,635百万円
R 5	501,859百万円	47,468百万円	201,951百万円	44,245百万円	157,706百万円
R 6	504,909百万円	27,632百万円	117,561百万円	25,756百万円	91,805百万円
R 7	505,526百万円	49,180百万円	209,237百万円	45,841百万円	163,396百万円
R 8	508,014百万円	52,693百万円	224,183百万円	49,116百万円	175,067百万円
R 9	511,340百万円	59,287百万円	252,233百万円	55,261百万円	196,972百万円
R 1 0	511,092百万円	58,043百万円	246,945百万円	54,103百万円	192,842百万円
R 1 1	511,001百万円	32,827百万円	139,662百万円	30,598百万円	109,064百万円
R 1 2	509,369百万円	82,971百万円	353,000百万円	77,338百万円	275,662百万円
R 1 3	506,632百万円	82,435百万円	350,717百万円	76,838百万円	273,879百万円
R 1 4	503,492百万円	81,609百万円	347,203百万円	76,068百万円	271,135百万円
R 1 5	498,098百万円	80,847百万円	343,961百万円	75,358百万円	268,603百万円
R 1 6	491,680百万円	79,520百万円	338,317百万円	74,121百万円	264,196百万円
R 1 7	486,924百万円	78,863百万円	335,519百万円	73,508百万円	262,011百万円
R 1 8	477,995百万円	77,241百万円	328,621百万円	71,997百万円	256,624百万円
R 1 9	471,864百万円	76,108百万円	323,800百万円	70,941百万円	252,859百万円
R 2 0	465,643百万円	75,025百万円	319,191百万円	69,931百万円	249,260百万円
R 2 1	460,519百万円	74,137百万円	315,413百万円	69,103百万円	246,310百万円
R 2 2	452,110百万円	72,656百万円	309,114百万円	67,723百万円	241,391百万円
R 2 3	445,733百万円	71,545百万円	304,387百万円	66,688百万円	237,699百万円
R 2 4	439,866百万円	70,519百万円	300,024百万円	65,732百万円	234,292百万円
R 2 5	435,157百万円	69,592百万円	296,079百万円	64,867百万円	231,212百万円
R 2 6	427,364百万円	68,339百万円	290,748百万円	63,699百万円	227,049百万円
R 2 7	420,491百万円	67,104百万円	285,492百万円	62,548百万円	222,944百万円
R 2 8	414,222百万円	66,007百万円	280,827百万円	61,526百万円	219,301百万円
R 2 9	409,459百万円	65,148百万円	277,171百万円	60,725百万円	216,446百万円
R 3 0	401,920百万円	63,587百万円	270,531百万円	59,270百万円	211,261百万円
R 3 1	396,035百万円	62,844百万円	267,367百万円	58,577百万円	208,790百万円
R 3 2	389,176百万円	61,561百万円	261,908百万円	57,381百万円	204,527百万円
R 3 3	383,863百万円	60,472百万円	257,277百万円	56,366百万円	200,911百万円
R 3 4	376,057百万円	59,143百万円	251,625百万円	55,128百万円	196,497百万円
R 3 5	369,103百万円	57,827百万円	246,024百万円	53,901百万円	192,123百万円
R 3 6	362,117百万円	56,697百万円	241,214百万円	52,847百万円	188,367百万円
R 3 7	356,241百万円	55,614百万円	236,608百万円	51,838百万円	184,770百万円
R 3 8	348,538百万円	54,405百万円	231,464百万円	50,711百万円	180,753百万円
R 3 9	341,869百万円	53,197百万円	226,328百万円	49,586百万円	176,742百万円
R 4 0	335,323百万円	52,069百万円	221,527百万円	48,534百万円	172,993百万円
R 4 1	330,401百万円	51,233百万円	217,969百万円	47,754百万円	170,215百万円
R 4 2	321,971百万円	49,674百万円	211,339百万円	46,302百万円	165,037百万円
R 4 3	314,506百万円	48,261百万円	205,325百万円	44,984百万円	160,341百万円
R 4 4	307,696百万円	47,057百万円	200,204百万円	43,862百万円	156,342百万円
R 4 5	97,692百万円	13,578百万円	57,768百万円	12,656百万円	45,112百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和2年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

中日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(589,562百万円)
	607,357百万円
H 1 9	(599,122百万円)
	606,762百万円
H 2 0	(585,472百万円)
	569,080百万円
H 2 1	(477,225百万円)
	446,639百万円
H 2 2	(475,906百万円)
	461,606百万円
H 2 3	(474,594百万円)
	482,245百万円
H 2 4	(476,380百万円)
	500,097百万円
H 2 5	(480,109百万円)
	513,150百万円
H 2 6	(579,896百万円)
	640,747百万円
H 2 7	(599,015百万円)
	667,358百万円
H 2 8	(641,255百万円)
	677,818百万円
H 2 9	(656,484百万円)
	692,824百万円
H 3 0	(666,449百万円)
	708,762百万円
R 1	(668,580百万円)
	712,083百万円
R 2	(687,342百万円)
	583,330百万円
R 3	645,542百万円
R 4	663,543百万円
R 5	665,619百万円
R 6	665,261百万円
R 7	665,332百万円
R 8	666,591百万円
R 9	669,827百万円
R 1 0	669,221百万円
R 1 1	669,254百万円
R 1 2	668,007百万円
R 1 3	667,420百万円
R 1 4	664,332百万円
R 1 5	659,166百万円
R 1 6	652,479百万円
R 1 7	647,575百万円
R 1 8	639,176百万円
R 1 9	632,525百万円
R 2 0	625,873百万円
R 2 1	620,901百万円
R 2 2	612,572百万円
R 2 3	605,925百万円
R 2 4	599,276百万円
R 2 5	594,228百万円
R 2 6	585,975百万円
R 2 7	579,325百万円
R 2 8	572,672百万円
R 2 9	567,554百万円
R 3 0	559,372百万円
R 3 1	552,721百万円
R 3 2	546,072百万円
R 3 3	540,744百万円
R 3 4	532,504百万円
R 3 5	525,713百万円
R 3 6	518,926百万円
R 3 7	513,523百万円
R 3 8	505,359百万円
R 3 9	498,568百万円
R 4 0	491,781百万円
R 4 1	486,470百万円
R 4 2	478,382百万円
R 4 3	471,512百万円
R 4 4	464,641百万円
R 4 5	232,132百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和2年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙8を次のとおり改める。

別紙 8 中、1. (1) ①のうち、ロについて

内回り（各入口インターチェンジから東名ジャンクション方面へ通行する場合（新倉 P A で転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
京葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川中央	—	—	—	—	—
市川北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
松戸	—	—	—	—	—
三郷南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
三郷	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加八潮ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口中央	—	—	—	—	—
川口西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	655.937	784.680	911.616	1,197.222	1,895.370
和光	606.344	722.688	837.226	1,094.935	1,724.892
大泉	530.772	628.224	723.869	939.070	1,465.116
青梅街道	—	—	—	—	—
中央ジャンクション・東八道路	301.142	338.928	376.714	461.731	669.552

を

内回り（各入口インターチェンジから東名ジャンクション方面へ通行する場合（新倉PAで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
京葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川中央	—	—	—	—	—
市川北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
北千葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
松戸	—	—	—	—	—
三郷南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
三郷	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加八潮ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口中央	—	—	—	—	—
川口西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	655.937	784.680	911.616	1,197.222	1,895.370
和光	606.344	722.688	837.226	1,094.935	1,724.892
大泉	530.772	628.224	723.869	939.070	1,465.116
青梅街道	—	—	—	—	—
中央ジャンクション・東八道路	301.142	338.928	376.714	461.731	669.552

に、

イ) 東京外環自動車道の新倉PAで転回しない場合

軽自動車等

	中央環状線 東八道路	青柳街道	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木 ジャンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 ジャンクション	川口東	草加	草加八潮 ジャンクション	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	京葉 ジャンクション	市川南	高谷 ジャンクション	
東名 ジャンクション	301,142	-	530,772	606,344	655,937	705,531	726,785	-	-	762,209	-	762,209	-	873,204	967,668	990,730	990,730	-	990,730	-	990,730	990,730	990,730	990,730

普通車

	中央環状線 東八道路	青柳街道	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木 ジャンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 ジャンクション	川口東	草加	草加八潮 ジャンクション	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	京葉 ジャンクション	市川南	高谷 ジャンクション	
東名 ジャンクション	338,928	-	628,224	722,688	784,680	846,672	873,240	-	-	950,446	-	950,446	-	1,089,190	1,200,912	1,200,912	1,200,912	-	1,200,912	-	1,200,912	1,200,912	1,200,912	1,200,912

中型車

	中央環状線 東八道路	青柳街道	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木 ジャンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 ジャンクション	川口東	草加	草加八潮 ジャンクション	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	京葉 ジャンクション	市川南	高谷 ジャンクション	
東名 ジャンクション	376,714	-	723,869	837,226	911,616	986,006	1,017,888	-	-	1,147,943	-	1,147,943	-	1,314,436	1,411,094	1,411,094	1,411,094	-	1,411,094	-	1,411,094	1,411,094	1,411,094	1,411,094

大型車

	中央環状線 東八道路	青柳街道	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木 ジャンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 ジャンクション	川口東	草加	草加八潮 ジャンクション	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	京葉 ジャンクション	市川南	高谷 ジャンクション	
東名 ジャンクション	461,731	-	939,070	1,094,935	1,197,222	1,299,509	1,343,346	-	-	1,594,626	-	1,594,626	-	1,823,553	1,884,005	1,884,005	1,884,005	-	1,884,005	-	1,884,005	1,884,005	1,884,005	1,884,005

特大車

	中央環状線 東八道路	青柳街道	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木 ジャンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 ジャンクション	川口東	草加	草加八潮 ジャンクション	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	京葉 ジャンクション	市川南	高谷 ジャンクション	
東名 ジャンクション	669,552	-	1,465,116	1,724,892	1,895,370	2,065,848	2,138,910	-	-	2,509,560	-	2,509,560	-	2,891,106	3,040,008	3,040,008	3,040,008	-	3,040,008	-	3,040,008	3,040,008	3,040,008	3,040,008

を

イ) 東京外環自動車道の新倉PAで転回しない場合

軽自動車等

	中央/伊勢湾/東八道路	青柳街道	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口	川口東	蕨加	蕨加八潮	三郷	三郷南	松戸	北千歳	市川北	市川中央	京葉	市川南	高谷
東名	301,142	-	530,772	606,344	655,907	705,531	726,785	-	-	762,209	-	762,209	-	873,204	967,668	990,730	990,730	-	990,730	990,730	-	990,730	990,730	990,730

普通車

	中央/伊勢湾/東八道路	青柳街道	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口	川口東	蕨加	蕨加八潮	三郷	三郷南	松戸	北千歳	市川北	市川中央	京葉	市川南	高谷
東名	338,928	-	628,224	722,688	784,680	846,672	873,240	-	-	950,446	-	950,446	-	1,089,100	1,200,912	1,200,912	1,200,912	-	1,200,912	1,200,912	-	1,200,912	1,200,912	1,200,912

中型車

	中央/伊勢湾/東八道路	青柳街道	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口	川口東	蕨加	蕨加八潮	三郷	三郷南	松戸	北千歳	市川北	市川中央	京葉	市川南	高谷
東名	376,714	-	723,869	837,226	911,616	986,006	1,017,888	-	-	1,147,943	-	1,147,943	-	1,314,436	1,411,094	1,411,094	1,411,094	-	1,411,094	1,411,094	-	1,411,094	1,411,094	1,411,094

大型車

	中央/伊勢湾/東八道路	青柳街道	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口	川口東	蕨加	蕨加八潮	三郷	三郷南	松戸	北千歳	市川北	市川中央	京葉	市川南	高谷
東名	461,731	-	939,070	1,094,935	1,197,222	1,299,509	1,343,346	-	-	1,594,626	-	1,594,626	-	1,823,553	1,884,005	1,884,005	1,884,005	-	1,884,005	1,884,005	-	1,884,005	1,884,005	1,884,005

特大車

	中央/伊勢湾/東八道路	青柳街道	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口	川口東	蕨加	蕨加八潮	三郷	三郷南	松戸	北千歳	市川北	市川中央	京葉	市川南	高谷
東名	669,552	-	1,465,116	1,724,892	1,895,370	2,065,848	2,138,910	-	-	2,509,560	-	2,509,560	-	2,891,106	3,040,008	3,040,008	3,040,008	-	3,040,008	3,040,008	-	3,040,008	3,040,008	3,040,008

に改める。

外回り（飛島ジャンクション方面から名古屋南ジャンクション方面へ通行する場合）

入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
飛島ジャンクション	859.091	995.455	1,140.910	1,568.182	2,422.728
名四西インターチェンジ	859.091	995.455	1,140.910	1,568.182	2,422.728
南陽インターチェンジ	777.273	950.000	1,122.728	1,495.455	2,377.273
富田インターチェンジ	713.637	868.182	1,031.819	1,359.091	2,159.091
名古屋西ジャンクション	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
大治南インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
甚目寺南インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
清洲西インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
清洲ジャンクション	631.819	786.364	968.182	1,286.364	1,968.182
清洲東第一インターチェンジ	613.637	768.182	950.000	1,259.091	1,913.637
山田西インターチェンジ	559.091	704.546	868.182	1,150.000	1,740.910
楠ジャンクション	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
楠インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
勝川第一インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
小幡インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,131.819	1,713.637
引山インターチェンジ	550.000	650.000	750.000	977.273	1,531.819
本郷インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
名古屋インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
上社南インターチェンジ	495.455	586.364	677.273	868.182	1,359.091
高針ジャンクション	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
植田第一インターチェンジ	404.546	468.182	531.819	677.273	1,040.910
鳴海第一インターチェンジ	295.455	340.910	377.273	459.091	677.273
有松第一インターチェンジ	204.546	231.819	286.364	377.273	568.182

を

外回り（飛島ジャンクション方面から名古屋南ジャンクション方面へ通行する場合）

入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
飛島ジャンクション	859.091	995.455	1,140.910	1,568.182	2,422.728
飛島北インターチェンジ	859.091	995.455	1,140.910	1,568.182	2,422.728
南陽インターチェンジ	777.273	950.000	1,122.728	1,540.910	2,377.273
富田インターチェンジ	713.637	868.182	1,031.819	1,413.637	2,159.091
名古屋西ジャンクション	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
大治南インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
甚目寺南インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
清洲西インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
清洲ジャンクション	631.819	786.364	968.182	1,286.364	1,968.182
清洲東第一インターチェンジ	613.637	768.182	950.000	1,259.091	1,913.637
山田西インターチェンジ	559.091	704.546	868.182	1,150.000	1,740.910
楠ジャンクション	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
楠インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
勝川第一インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
小幡インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,131.819	1,713.637
引山インターチェンジ	550.000	650.000	750.000	977.273	1,531.819
本郷インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
名古屋インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
上社南インターチェンジ	495.455	586.364	677.273	868.182	1,359.091
高針ジャンクション	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
植田第一インターチェンジ	404.546	468.182	531.819	677.273	1,040.910
鳴海第一インターチェンジ	295.455	340.910	377.273	459.091	677.273
有松第一インターチェンジ	204.546	231.819	286.364	377.273	568.182

に、

内回り（名古屋南ジャンクション方面から飛島ジャンクション方面へ通行する場合）

入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
名古屋南ジャンクション	859.091	995.455	1,140.910	1,568.182	2,422.728
有松第二インターチェンジ	831.819	995.455	1,140.910	1,568.182	2,422.728
鳴海第二インターチェンジ	740.910	895.455	1,059.091	1,404.546	2,231.819
植田第二インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
高針ジャンクション	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
名古屋インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
本郷インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
上社インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
大森インターチェンジ	677.273	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
松河戸インターチェンジ	604.546	750.000	931.819	1,240.910	1,886.364
勝川インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
楠ジャンクション	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
山田西インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
平田インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
清洲ジャンクション	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
清洲東インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
甚目寺北インターチェンジ	540.910	640.910	740.910	968.182	1,513.637
大治北インターチェンジ	486.364	577.273	659.091	859.091	1,331.819
名古屋西ジャンクション	431.819	504.546	577.273	740.910	1,131.819
名古屋西ジャンクション 南インターチェンジ	413.637	477.273	550.000	695.455	1,059.091
富田インターチェンジ	350.000	395.455	450.000	559.091	831.819
南陽インターチェンジ	286.364	313.637	350.000	431.819	613.637
名四西インターチェンジ	204.546	231.819	286.364	377.273	568.182

を

内回り（名古屋南ジャンクション方面から飛島ジャンクション方面へ通行する場合）

入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
名古屋南ジャンクション	859.091	995.455	1,140.910	1,568.182	2,422.728
有松第二インターチェンジ	831.819	995.455	1,140.910	1,568.182	2,422.728
鳴海第二インターチェンジ	740.910	895.455	1,059.091	1,459.091	2,231.819
植田第二インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
高針ジャンクション	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
名古屋インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
本郷インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
上社インターチェンジ	695.455	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
大森インターチェンジ	677.273	840.910	995.455	1,359.091	2,068.182
松河戸インターチェンジ	604.546	750.000	931.819	1,240.910	1,886.364
勝川インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
楠ジャンクション	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
山田西インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
平田インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
清洲ジャンクション	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
清洲東インターチェンジ	559.091	695.455	859.091	1,140.910	1,713.637
甚目寺北インターチェンジ	540.910	640.910	740.910	968.182	1,513.637
大治北インターチェンジ	486.364	577.273	659.091	859.091	1,331.819
名古屋西ジャンクション	431.819	504.546	577.273	740.910	1,131.819
千音寺南インターチェンジ	413.637	477.273	550.000	695.455	1,059.091
富田インターチェンジ	350.000	395.455	450.000	559.091	831.819
南陽インターチェンジ	286.364	313.637	350.000	431.819	613.637
飛島北インターチェンジ	204.546	231.819	286.364	377.273	568.182

に改める。

別紙 8 中、1、B ETC車の各表について

「名四西インターチェンジ」を「飛島北インターチェンジ」に

「名古屋西ジャンクション南インターチェンジ」を「千音寺南インターチェンジ」に

「名古屋南インターチェンジ」を「名古屋南ジャンクション」に改める。

別紙 8 中、1、B ETC車 外回り（飛島ジャンクション方面から名古屋南ジャンクション方面へ通行する場合）のうち、

普通車

	有松第二 インターチェンジ		有松第二 インターチェンジ
南陽 インターチェンジ	840.910	を	南陽 インターチェンジ
			850.000
			に

大型車

							名古屋南 インターチェンジ
						有松第一 インターチェンジ	377.273
					有松第二 インターチェンジ	-	-
				鳴海第一 インターチェンジ	377.273	-	459.091
			鳴海第二 インターチェンジ	-	-	-	-
		富田 インターチェンジ	1,359.091	-	1,359.091	-	1,359.091
	南陽 インターチェンジ	377.273	1,359.091	-	1,322.728	-	1,495.455
	名四西 インターチェンジ	377.273	431.819	1,359.091	-	1,477.273	-
飛島 ジャンクション	377.273	431.819	559.091	1,404.548	-	1,568.182	-

を

								名古屋南 ジャンクション
							有松第一 インターチェンジ	377.273
						有松第二 インターチェンジ	-	-
					鳴海第一 インターチェンジ	377.273	-	459.091
				鳴海第二 インターチェンジ	-	-	-	-
			富田 インターチェンジ	1,359.091	-	1,359.091	-	1,413.637
		南陽 インターチェンジ	377.273	1,359.091	-	1,377.273	-	1,540.910
	飛島北 インターチェンジ	377.273	431.819	1,359.091	-	1,531.819	-	1,568.182
飛島 ジャンクション	377.273	431.819	559.091	1,459.091	-	1,568.182	-	1,568.182

に

特大車

	松河戸 インターチェンジ
楠 ジャンクション	568.182

を

	松河戸 インターチェンジ
楠 ジャンクション	577.273

に

																			山田西 インターチェンジ												
																		平田 インターチェンジ	-												
																	清洲東第一 インターチェンジ	568.182	568.182												
																清洲 ジャンクション	-	568.182	568.182												
																清洲東第二 インターチェンジ	-	-	-												
																清洲西 インターチェンジ	568.182	568.182	568.182	613.637											
																菟目寺北 インターチェンジ	-	-	-	-											
																菟目寺南 インターチェンジ	568.182	-	568.182	622.728	722.728	850.000									
																大治北 インターチェンジ	-	-	-	-	-	-									
																大治南 インターチェンジ	568.182	-	568.182	-	768.182	831.819	931.819	1,059.091							
																名古屋西 ジャンクション	-	568.182	-	568.182	-	831.819	904.546	-	995.455	1,131.819					
																名古屋西 ジャンクション 南インターチェンジ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
																富田 インターチェンジ	568.182	568.182	-	640.910	-	831.819	-	1,131.819	1,204.546	-	1,295.455	1,431.819			
																南陽 インターチェンジ	568.182	595.455	668.182	-	859.091	-	1,050.000	-	1,359.091	1,422.728	-	1,513.637	1,650.000		
																名四西 インターチェンジ	568.182	622.728	850.000	922.728	-	1,122.728	-	1,304.546	-	1,613.637	1,677.273	-	1,713.637	1,713.637	
																飛島 ジャンクション	568.182	613.637	831.819	1,059.091	1,131.819	-	1,331.819	-	1,513.637	-	1,713.637	1,713.637	-	1,713.637	1,713.637

を

大型車

								飛島 ジャンクション
							名四西 インターチェンジ	377.273
						南陽 インターチェンジ	377.273	431.819
					富田 インターチェンジ	377.273	431.819	559.091
				鳴海第二 インターチェンジ	1,359.091	1,359.091	1,359.091	1,404.546
			鳴海第一 インターチェンジ	-	-	-	-	-
		有松第二 インターチェンジ	377.273	-	1,359.091	1,322.728	1,477.273	1,568.182
	有松第一 インターチェンジ	-	-	-	-	-	-	-
名古屋南 インターチェンジ	377.273	-	459.091	-	1,359.091	1,495.455	1,568.182	1,568.182

を

								飛島 ジャンクション
							飛島北 インターチェンジ	377.273
						南陽 インターチェンジ	377.273	431.819
					富田 インターチェンジ	377.273	431.819	559.091
				鳴海第二 インターチェンジ	1,359.091	1,359.091	1,359.091	1,459.091
			鳴海第一 インターチェンジ	-	-	-	-	-
		有松第二 インターチェンジ	377.273	-	1,359.091	1,377.273	1,531.819	1,568.182
	有松第一 インターチェンジ	-	-	-	-	-	-	-
名古屋南 ジャンクション	377.273	-	459.091	-	1,413.637	1,540.910	1,568.182	1,568.182

に

特大車

	楠 ジャンクション
松河戸 インターチェンジ	568.182

を

	楠 ジャンクション
松河戸 インターチェンジ	577.273

に改める。

別紙 8 中、1. (1) ④のうち、(ロ) について

「①、②、③及び④イ (イ) 及び (ハ) に定める方法により算出 ((2) ③から⑥まで、⑩から⑫まで又は⑮で定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出) した、当該経路における甲インターチェンジと (B) に掲げる接続部相互間の 1 回の通行に係る料金の額並びに①ロ (イ) に定める料金の額並びに首都高速道路株式会社が道路整備特別措置法 (昭和 31 年法律第 7 号) 第 3 条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度 (上限料金の引き下げに係る割引に限る。) を適用して算出した額並びに (B) に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の 1 回の通行に係る料金の額を合算した額とする。」

を

「①、②、③及び④イ (イ) 及び (ハ) に定める方法により算出 ((2) ③から⑥まで、⑩から⑫まで又は⑮で定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出) した、当該経路における甲インターチェンジと (B) に掲げる接続部相互間の 1 回の通行に係る料金の額並びに①ロ (イ) に定める料金の額並びに首都高速道路株式会社が道路整備特別措置法 (昭和 31 年法律第 7 号) 第 3 条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度 (この場合、適用する割引制度は、上限料金の引き下げに係る割引に限る。ただし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間は上限料金の引き下げに係る割引のほか、車種間比率等の特例割引を適用する。) を適用して算出した額並びに (B) に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の 1 回の通行に係る料金の額を合算した額とする。」

に

別紙 8 中、1. (1) ④表 (D) のうち、

「名古屋西ジャンクション南インターチェンジ」を「千音寺南インターチェンジ」に改める。

別紙 8 中、1. (2) ②ロ (イ) 及びロ) のうち、

「平成 26 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日」を「平成 26 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日」に、「平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日」に、「平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日」に、「平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日」、に改める。

別紙 8 中、(2) ④ イ 表のうち

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路又は小田原厚木道路を含む場合。

を

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、愛知県道高速名古屋小牧線若しくは愛知県道高速清須一宮線（ただし、名古屋高速道路公社が管理する他の道路を含み、かつ、⑨に定める割引が適用されない場合を除く。）、区間料金制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路又は小田原厚木道路を含む場合。

に改める。

別紙 8 中、1. (2) ⑨について、

「名古屋西ジャンクション南インターチェンジ」を「千音寺南インターチェンジ」に、「名四西インターチェンジ」を「飛島北インターチェンジ」に改める。

別紙 8 中、2 について、

「令和 4 5 年 1 0 月 6 日」を
「令和 4 5 年 1 0 月 2 日」に改める。

別紙 8 中、別添 3 について

「多気スマート」を「多気ガインスマート」に、第二東海自動車道横浜名古屋線の「御殿場」を「新御殿場」に改める。

別紙特1を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

特定更新等工事の内容

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 中央自動車道 富士吉田線	東京都杉並区上高井戸	山梨県富士吉田市上吉田
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	山梨県大月市大月町花咲	滋賀県東近江市尻無町(八日市インターチェンジを含む)
高速自動車国道 中央自動車道 長野線	長野県岡谷市川岸	長野県安曇野市豊科高家(安曇野インターチェンジを含む)
高速自動車国道 第一東海自動車道	東京都世田谷区砧公園	愛知県小牧市大字村中
高速自動車国道 東海北陸自動車道	愛知県一宮市大和町北高井	富山県小矢部市水島
高速自動車国道 第二東海自動車道 横浜名古屋線	愛知県豊田市岩倉町	愛知県東海市新宝町
高速自動車国道 北陸自動車道	富山県下新川郡朝日町月山(朝日インターチェンジを含む)	滋賀県米原市三吉
高速自動車国道 近畿自動車道 伊勢線	愛知県亀山市関町木崎	三重県伊勢市楠部町
高速自動車国道 近畿自動車道 名古屋亀山線	愛知県名古屋市緑区大高町	三重県亀山市木下町
高速自動車国道 近畿自動車道 名古屋神戸線	愛知県海部郡飛島村木場	滋賀県甲賀市甲賀町岩室(甲賀土山インターチェンジを含まない)
高速自動車国道 近畿自動車道 尾鷲多気線	三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島	三重県多気郡多気町丹生
一般国道1号(新湘南バイパス)	神奈川県藤沢市城南	神奈川県茅ヶ崎市柳島
一般国道1号(西湘バイパス)	神奈川県中郡二宮町二宮	神奈川県小田原市風祭
一般国道271号(小田原厚木道路)	神奈川県小田原市板橋	神奈川県厚木市酒井
一般国道302号(伊勢湾岸道路)	愛知県東海市新宝町	愛知県海部郡飛島村金岡
一般国道475(東海環状自動車道)	愛知県豊田市岩倉町山ノ神	岐阜県関市広見町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、特定更新等工事で行う工事の内容は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算
橋梁更新	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	96 キロメートル	1,013,186 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の取替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	2 キロメートル	16,553 百万円
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(床版増厚、炭素繊維補強、剥落防止対策、SFRC、高性能床版防水、表面被覆、電気化学的防食、鋼床版の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	112 キロメートル	44,310 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(炭素繊維補強、剥落防止対策、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食、鋼構造物の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	58 キロメートル	132,444 百万円
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(グラウンドアンカー、水抜ボーリング、砕石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	4,977 箇所	75,764 百万円
トンネル修繕	本体 覆工	・トンネル本体の補修、補強(インバートの設置等)及びトンネル覆工コンクリートの補修、補強(炭素繊維補強、ロックボルト補強、内巻補強、剥落防止対策、背面空洞注入等)等、トンネル全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	35 キロメートル	190,209 百万円

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	956百万円
H 2 8	4,172百万円
H 2 9	14,637百万円
H 3 0	19,385百万円
R 1	51,831百万円
R 2	81,467百万円
R 3	119,982百万円
R 4	152,933百万円
R 5	158,404百万円
R 6	173,575百万円
R 7	161,415百万円
R 8	162,883百万円
R 9	137,469百万円
R 1 0	144,529百万円
R 1 1	286,947百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までは実績値を、令和2年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和3年3月25日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長

渡邊 大樹

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長

宮池 克人